

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-1

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
坂出警察署通信施設整備工事 香川県坂出市江尻町1204-1 R4.5.21～R5.3.15 「電気通信」	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 香川県情報通信部長 今田 吉彦 中国四国管区警察局四国警察支局 香川県情報通信部 香川県高松市番町四丁目1番10号	令和4年5月20日	株式会社バズマイン 香川県高松市香川町大野 2607番地10	3470001005295	一般競争入札	21,395,000	17,380,000	81.2%				
通信施設整備工事 県内の別途指定する場所 R4.5.21～R5.2.28 「電気通信」	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 香川県情報通信部長 今田 吉彦 中国四国管区警察局四国警察支局 香川県情報通信部 香川県高松市番町四丁目1番10号	令和4年5月20日	-	-	一般競争入札	4,773,080	3,916,000	82.0%				
通信施設塗装工事 県内の別途指定する場所 R4.7.1～R5.1.31 「塗装」「建築一式」	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 徳島県情報通信部長 大野 誠 中国四国管区警察局四国警察支局 徳島県情報通信部 徳島県徳島市万代町二丁目5番地1	令和4年6月30日	-	-	一般競争入札	13,948,000	10,450,000	74.9%				
通信施設補修工事 県内の別途指定する場所 R4.7.8～R4.11.30 「塗装」「防水」「役務の提供」	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 香川県情報通信部長 今田 吉彦 中国四国管区警察局四国警察支局 香川県情報通信部 香川県高松市番町四丁目1番10号	令和4年7月7日	-	-	一般競争入札	8,604,557	8,030,000	93.3%				
松山東警察署通信施設整備工事 愛媛県松山市勝山町二丁目13番地2 R4.8.4～R5.3.28 「電気通信」	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 愛媛県情報通信部長 濱口 孝仁 中国四国管区警察局四国警察支局 愛媛県情報通信部 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和4年8月3日	扶桑電通株式会社四国支店 香川県高松市天神前10番1号	6010001055706	一般競争入札	29,040,000	20,570,000	70.8%				
通信施設撤去等工事 県内の別途指定する場所 R4.8.24～R4.12.16 「電気通信」	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 香川県情報通信部長 今田 吉彦 中国四国管区警察局四国警察支局 香川県情報通信部 香川県高松市番町四丁目1番10号	令和4年8月23日	-	-	一般競争入札	3,003,000	2,442,000	81.3%				
衛星通信システム更新等工事 香川県高松市番町四丁目1番10号外 R4.9.2～R5.3.24 「電気通信」	支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 会計課長 山上 智幸 中国四国管区警察局四国警察支局 香川県高松市サンポート3番33号	令和4年9月1日	株式会社カナック 香川県高松市三谷町136番地	8470001001109	一般競争入札	20,922,000	19,800,000	94.6%				
通信施設整備工事2 県内の別途指定する場所 R4.9.22～R5.3.24 「建築一式」「電気通信」	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 香川県情報通信部長 今田 吉彦 中国四国管区警察局四国警察支局 香川県情報通信部 香川県高松市番町四丁目1番10号	令和4年9月21日	-	-	一般競争入札	14,948,310	8,646,000	57.8%				
通信施設整備工事 県内の別途指定する場所 R4.10.4～R5.3.24 「電気通信」	分任支出負担行為担当官 中国四国管区警察局四国警察支局 愛媛県情報通信部長 濱口 孝仁 中国四国管区警察局四国警察支局 愛媛県情報通信部 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和4年10月3日	-	-	一般競争入札	27,643,000	24,640,000	89.1%				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。